

## 医療等分野での番号(電磁的符号を含む)を用いた情報連携

### 医療機関等の連携

(地域レベル、複数地域間での連携)

- ・ 病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用
- ・ 紹介・逆紹介により患者を継続的に診察
- ・ 救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認

### 本人への健康医療情報の提供・活用 (ポータルサービス)

### 健康・医療の研究分野 (コホート研究、大規模な分析)

### 医療保険のオンラインでの資格確認

※保険者はマイナンバーで資格情報を管理するので、資格確認手続きのうち保険者でマイナンバーを活用

### 保険者間の健診データの連携

資格異動時での特定健診など健診データの連携

### 予防接種の履歴管理

市町村での接種歴の管理、本人への通知等

※いずれの利用場面も医療機関ではマイナンバーは用いない

※ 全国がん登録への活用については突合事務等の実務的な課題を検討

医療等分野の個人情報特性を考慮し、オンライン資格確認のインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性が確保された仕組みを検討

行政機関・保険者がマイナンバーを用いることは現行の番号法の枠組みで対応を検討

- ・ 行政機関・保険者は住所情報や保険資格情報を個人番号で管理
- ・ 社会保障・行政サービスの向上・効率化に資する

#### 【番号制度のインフラとの関係】

- ・ 現行の番号法の枠組みでは、マイナンバーを用いる範囲は、行政機関や医療保険者に限定
- ・ 番号制度では、保険者が国民の資格情報をマイナンバーと紐づけて管理。保険者が資格情報を用いる場合など、安全で効率的な情報連携とするため、番号制度のインフラの活用も必要
- ・ 見える番号ではなく、電磁的な符号でも、必要な目的が達成できる
- ・ 医療情報の第三者提供は本人同意が前提。情報連携の対象範囲が個人ごとに異なりうるので、一律に情報照会と回答を行う番号制度の情報提供ネットワークシステムの活用は難しい

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

#### ○番号法の目的（法第1条）

- ・ 行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号を活用して、効率的な情報の管理と利用、他の行政事務を行う者との間で迅速な情報の授受ができるようにする
- ・ これにより、①行政運営の効率化と行政分野での公正な給付と負担の確保、②手続きの簡素化など国民の利便性の向上が得られるようにする

#### ○利用範囲（法別表）

- ・ 医療保険・年金の給付、保険料の徴収
- ・ 雇用保険等の資格取得・確認、給付
- ・ 生活保護、児童扶養手当等の福祉分野 等